

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月22日
【会社名】	株式会社ウェッジホールディングス
【英訳名】	Wedge Holdings.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田代 宗雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 神田橋安田ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長田代宗雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3以上に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。

3【評価結果に関する事項】

当社は、財務報告に係る内部統制の評価において、国内の事業拠点については、内部統制の評価を実施しましたが、一部の海外連結子会社の重要な評価手続が実施できませんでした。従いまして、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

一部の海外連結子会社において実施できなかった重要な評価手続は以下のとおりであります。

1. 全社的な内部統制の評価手続
2. 業務プロセスに係る内部統制の評価手続

重要な評価手続が実施できなかった理由は、海外連結子会社の現地法で内部統制監査が制度化されていないため、十分な協力体制を築くことができなかったこと、又、限られた人的資源をその海外連結子会社への内部統制監査制度の啓蒙及び評価業務に従事させることが困難であったことによるものであります。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、これらの制度、人員等の制約はあるものの、内部統制環境を整備し、早期に内部統制評価を完了させる方針であります。

具体的には、翌事業年度第2四半期に向けて、当社社内においてプロジェクト・チームを再編成し内部統制の整備および運用評価を進めてまいります。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。